

グリーンボンドガイドライン改訂版（案）、 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（案）に関する 意見の募集（パブリックコメント）について

グリーンボンドガイドライン改訂版（案）、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（案）について意見の募集（パブリックコメント）を実施します。

1. 経緯

パリ協定で掲げられた「2℃目標」や持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、脱炭素社会及び持続可能な社会の実現に向けて、民間資金を動員するグリーンファイナンス、ESG金融の活性化が急務となっています。

そのための一つのツールとして、グリーンボンドの普及が進んでいます。環境省では、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の軽減との両立につなげ、国内のグリーンボンドの普及を図ることを目的として、国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者向けにグリーンボンドガイドラインを2017年3月に策定しました。

策定後約2年が経過し、その間にICMAによるグリーンボンド原則の改訂や、グリーンボンド発行事例の増加に伴う実務の進展等の状況変化が生じている中、我が国のグリーンボンド市場の健全な拡大を推進していく上では、グリーンボンド原則との整合性や国際的な目線と協調のとれたガイドラインとして維持することが必要です。このため、今般、グリーンボンドガイドラインの改訂版を策定することとしました。

また、グリーンプロジェクトに対しては、債券だけではなく融資による資金供給も重要であり、グリーンローンについても我が国において広がる余地があると考えられます。さらに、借り手のサステナビリティ経営の高度化をコーポレートファイナンスと結びつけるサステナビリティ・リンク・ローンについても、脱炭素で持続可能な社会の実現に向けて取り組む企業等の事業活動への民間資金の導入の有効なツールとなり得ると考えられます。

このため、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンの普及促進を目的として、今般、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）等により2018年に策定されたグリーンローン原則及び2019年に策定されたサステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインを、併せて策定することとしました。

今般、両ガイドラインの案について、パブリックコメントを実施します。

2. 意見募集対象

①グリーンボンドガイドライン改訂版（案）（別添資料1参照）

②グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（案）（別添資料2参照）

なお、①については、グリーンボンドガイドライン2017年版からの改訂箇所（別添資料1下線

部分)を意見募集の対象とします。

3. 意見募集要領

(1) 意見募集期間

2019年12月12日 ～ 2020年1月10日(必着)

※意見受付期間終了以降に到着した御意見につきましては、確認の対象外となりますので、御了承ください。

(2) 意見提出方法

電子政府の総合窓口[e-Gov]の意見提出フォームより御提出いただくか、次の様式により、電子メールで提出してください。

<御意見の提出様式>

下記1～7を漏れなく記載し、下記メールアドレスまで御意見を御送付頂けますようお願い致します。

1. 件名

※「ガイドライン(案)に対する意見」と御記載ください。

2. 御所属の組織

3. 部署

4. 御名前

5. 電話番号

6. メールアドレス

7. 御意見

①御意見の対象文書

※グリーンボンドガイドライン改訂版(案)又はサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(案)のいずれの文書が対象か明記ください。

②該当箇所

※どの部分についての御意見か分かるように関連する該当章・ページ番号などを具体的に記載してください。

③御意見内容

④理由

※可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。

(注意事項)

- ・御意見は日本語で提出してください。
- ・電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください
- ・提出いただきました御意見については、所属組織、部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

- ・締切日までに到着しなかったものについては、無効といたしますので、御了承ください。
- ・頂いた御意見に対する個別の御回答はいたしかねますので御了承ください。

4. 意見の提出先

①電子政府の総合窓口 [e-Gov]

②電子メール

事務局（環境省大臣官房環境経済課環境金融推進室）

SHIEN@env. go. jp

5. 本件のお問合せ

グリーンbond発行促進プラットフォーム運営事務局

事務局（環境省大臣官房環境経済課環境金融推進室）

SHIEN@env. go. jp